

証券コード 4017
2026年5月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
株 式 会 社 ク リ ー マ
代表取締役社長 丸 林 耕 太 郎

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.crema.co.jp/ir>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4017/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「クリーム」又は「コード」に当社証券コード「4017」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月25日（月曜日）当社営業時間終了時刻（午後6時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月26日（火曜日）午後2時 受付開始時間 午後1時30分
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラストコンファレンス 4E
(会場が前回と異なっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第17期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 会計監査人選任の件
第3号議案 資本準備金の額の減少の件
第4号議案 剰余金の処分の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

当該書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、本招集ご通知1頁記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎株主総会の運営・会場に変更が生じた場合は、本招集ご通知1頁記載の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

◎なお、定時株主総会の決議結果につきましては、書面による「定時株主総会決議ご通知」の郵送は行わず、当社ウェブサイトに掲載いたします。

事業報告

(2025年3月 1日から
2026年2月28日まで)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「まるくて大きな時代をつくろう」という企業理念のもと、クリエイターエンパワーメント事業を展開しています。日本ならびに中国語圏におけるグローバルハンドメイドマーケットプレイス「Creema(クリーマ)」に加え、同サービスと連携可能な唯一のネットショップ開設サービス「InFRAME」の運営を行うマーケットプレイスサービス、「Creema」のプラットフォームを活用し、出店クリエイター・企業・地方公共団体のマーケティング支援を行うプラットフォームサービス、日本最大級のクリエイターの祭典「HandMade In Japan Fes'(東京ビッグサイト)」等の大型イベントを展開するイベントサービス、さらには、クリエイターの創造的な活動を応援することに特化したクラウドファンディングサービス「Creema SPRINGS」、人気アーティストのレッスン動画プラットフォーム「FANTIST」等、クリエイターの活動を支援するサービスを様々な角度から展開し、クリーマ経済圏の確立と、クラフトカルチャーの発展に取り組んでいます。

マーケットプレイスサービスにおいては、季節ごとのトレンドを捉えた各種マーチャンダイジング施策を実施するとともに、YouTubeやInstagram等の動画メディア活用を強化し、クリエイター作品の魅力を訴求することで新規顧客の獲得を進めました。あわせて、SEO対策の強化やアプリ内検索画面のUI改善、プッシュ通知機能のアップデート、インフラ基盤の強化等に取り組んだほか、購入者・出品者双方が住所や氏名を開示せず取引できる匿名配送サービス「Creema あんしん匿名便」の開始に加えて、ギフト市場への本格参入に向け「Creema GIFT CATALOG」の提供、ギフト探索に向けたCreemaの大幅アップデート、eギフト機能の搭載など、中長期成長を企図した当期注力方針に則り、流通総額及びテイクレート拡大に向けたサービス及び機能開発を連続的にリリースしました。一方で、Web広告市場における広告単価の高騰に加え、検索エンジンのコアアップデートに伴うSEOランク下落の影響が生じました。さらに、前期(2025年2月期)に発生した当社ドメイン名を悪用した「なりすましメール」の残存影響や、法令対応として導入した3Dセキュア2.0もユーザー行動に一定の影響を与え、流通拡大のハードルとなりました。その結果、当該期間におけるマーケットプレイスサービスの流通総額は148.7億円(前期比96%)、売上高は1,455,846千円(前期比98%)となり、前期実績を下回る結果となりました。一方で、前述の施策実行に伴い下半期よりテイクレートの拡大が少しずつ進み、4Qの売上高は399,688千円(前期比103%)と再成長フェーズに転換しています。なお、当連結会計年度末においては、クリエイ

イター数が約31万人、登録作品数が約2,149万点、スマートフォンアプリの累計ダウンロード数が約1,615万回を突破する等、主要KPIは引き続き堅調に推移しています。

プラットフォームサービスでは、「Creema」のプラットフォームとユーザー基盤を活用し、企業・地方公共団体向けのPR支援を展開する外部広告にて、地方自治体と連携した共同イベント「Creema Craft Caravan」の開催や伝統工芸品・地域産品の販路開拓支援プロジェクト、大手不動産会社からのイベントプロデュース受託等、当社ならではのPR企画を多数提案・実施しました。また、クリエイターが「Creema」上で自身の作品をプロモーションできる内部広告においては、利用促進を目的としたプロダクト改善や各種キャンペーンを推進しました。加えて、新作や再販、割引クーポン、送料無料キャンペーン等の情報を、クリエイターがフォロワーのスマートフォンに直接プッシュ通知で届けられる新サービス「クリエイタープッシュ」の提供を開始しました。本サービスはサブスクリプション型であり、クリエイターによる販促活動を強く後押ししつつ、新たな収益源を確保しています。これらの結果、プラットフォームサービスの売上高は716,266千円（前期比104%）となりました。

イベントサービスにおいては、「Creema YAMABIKO FES」は今期の開催を見送りましたが、毎年実施している「HandMade In Japan Fes'」については2025年7月19日・20日と2026年1月16日・17日に例年通り開催しました。その結果、売上高は166,621千円（前期比92%）となり、イベント回数が減少した影響から前年水準を下回りましたが、一方で、「HandMade In Japan Fes'」については来場者数がコロナ禍以降で最大となるなど集客面で大きく伸長しており、個別のイベントで見れば売上も前年から大きく伸長しております。

新サービス群では、クリエイターやものづくり事業者の創造的活動を支援するクラウドファンディングサービス「Creema SPRINGS」において、多様なプロジェクトが引き続き起案され、その多くが目標支援金額を達成しました。あわせて、「Creema」と「Creema SPRINGS」における全面的なポイント連携を開始し、「クリーム経済圏」の強化を通じてユーザー価値の向上を図りました。さらに、レッスン動画プラットフォーム「FANTIST」では、クリエイターが制作・販売するレッスン動画に加え、自社開発による公式コースレッスンの拡充が順調に進み、レッスン動画数は同領域において国内最大級の規模に拡大しました。その結果、新サービス群の売上高は196,375千円（前期比137%）と大幅な成長を継続しています。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は2,535,110千円（前期比101%）と微増に留まりましたが、4Qの売上高は743,617千円（前期比107%）となり、明確に成長軌道への回帰が見られております。一方で、新サービス群やプロダクト開発等に対する成長投資を継続・拡大していることから、当連結会計年度においては、営業利益は42,706千円（前期比41%）、経常利益は66,319千円（前期比63%）、親会社株主に帰属する当期純利益は27,505千円（前期比27%）となっております。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当社グループは、運転資金拡充のため、2025年3月に金融機関より長期借入金300,000千円を調達いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2023年2月期)	第 15 期 (2024年2月期)	第 16 期 (2025年2月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売 上 高 (千円)	2,500,071	2,508,966	2,507,008	2,535,110
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△384,716	68,923	104,701	66,319
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△408,318	79,143	103,017	27,505
1株当たり当期純利益又は 1 株 当 た り (円) 当 期 純 損 失 (△)	△60.85	11.76	15.30	4.08
総 資 産 (千円)	3,433,488	3,588,127	3,366,740	3,679,671
純 資 産 (千円)	919,405	1,000,326	1,105,436	1,132,651
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	136.70	148.47	163.92	167.91

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2023年2月期)	第 15 期 (2024年2月期)	第 16 期 (2025年2月期)	第 17 期 (当事業年度) (2026年2月期)
売 上 高 (千円)	2,480,741	2,483,862	2,477,915	2,504,011
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△412,278	37,596	123,749	75,945
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△458,636	47,951	122,135	37,201
1株当たり当期純利益又は 1株当たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△68.34	7.13	18.13	5.52
総 資 産 (千円)	3,383,769	3,507,956	3,307,115	3,626,091
純 資 産 (千円)	906,219	955,794	1,079,775	1,117,530
1株当たり純資産 (円)	134.74	141.86	160.11	165.66

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
可 利 瑪 股 份 有 限 公 司	2,000千台湾ドル	100.0%	クリエイターエンパワーメント事業
株 式 会 社 F A N T I S T	5,000千円	100.0%	アーティストの作品及び動画販売を行うECプラットフォームサイトの運営等

(4) 対処すべき課題

2026年2月期においては、「Creema GIFT CATALOG」の販売開始や、ギフト探索に特化した「ギフトタブ」の新設、eギフトの搭載等ギフト市場への参入を進めました。さらに、購入者・出品者双方が住所や氏名を開示せずに取り扱できる「Creemaあんしん匿名便」や、クリエイターが自身のフォロワーに直接プッシュ通知を送信できるサブスクリプション機能「クリエイタープッシュ」の提供開始等、中長期成長を企図した当期注力方針に則り、収益力およびテイクレートの拡大に向けた施策に注力しました。あわせて、「Creema」と「Creema SPRINGS」間のポイント連携の強化など、数々の戦略的施策を通じて「クリーム経済圏」の拡充を推進いたしました。

こうした新たな成長施策及び収益基盤の強化に取り組む一方で、当社の主力事業であるマーケットプレイスサービスは、世界的なWeb広告単価の高騰による広告効率の悪化等の影響を受けました。加えて、2025年2月期に発生した当社ドメインを悪用したフィッシング詐欺目的の「なりすましメール」の影響が残存したこと、ならびに大手検索エンジンのコアアップデートに端を発した検索順位の下落等の流入面における影響から、売上高は前期比98%と微減いたしました。しかしながら、当該サービスにおける4Qの売上高は前期比103%と再成長フェーズに転換していることに加え、競合サービスとの流通総額や売上高の差は拡大を続けており、当社の国内ハンドメイドマーケットプレイス市場におけるNo.1のポジションはより一層強固なものとなりました。また、イベントサービスにおいても、イベント開催数の減少の影響を受け、売上高は前期比92%に留まりましたが、「HandMade In Japan Fes'」の来場者数がコロナ禍以降で最大となるなど集客が大きく伸長し、1イベントあたりで見れば売上も前年から大きく伸長しました。

それ以外の事業は堅調に成長いたしました。プラットフォームサービスでは、クリエイターが「Creema」上で自身の作品をプロモーションできる内部広告サービスの安定的な成長に加え、企業・地方公共団体向けのPR支援を行う外部広告サービスも大きく伸長したことにより、売上高は前期比104%となりました。また、新サービス群においては、「Creema SPRINGS」「FANTIST」ともに成長を継続し、全体として売上高は前期比137%と大きく伸長しました。

その結果、全社売上高は前期比101%となり、前年実績を僅かではありますが上回って着地いたしました。また、4Q単体で見れば、売上高は743,617千円（前期比107%）と明確な成長軌道への回帰が見られています。一方で、前述した注力施策ならびに新サービス投資を中心に、来期以降の成長に向けた開発投資を先行実施したことから、営業利益は42,706千円（前期比41%）となり、黒字は維持したものの、前年実績を下回る水準となりました。

このような状況を踏まえ、2027年2月期においては、2026年2月期に推進したギフト領域の強化や各種機能開発をはじめとした収益力及びテイクレート向上施策等により整備した成長基盤を活用し、主力であるマーケットプレイスサービスの中長期かつ本格成長に向けた施策を徹底して推進します。このため、2027年2月期は黒字を維持しつつ、成長に向けた先行投資を優先させ、2028年2月期以降、売上面及び利益面の双方において大きな成長を実現する事業基盤を構築する

ことに全力を尽くします。

具体的には、まず、前提となる市場及びユーザー基盤を拡張し、当社サービスのポテンシャルを最大化するために、リブランディングや出品制度の改編等を含む「Creema」の大規模リニューアルを推進します。あわせて、ユーザー数の拡大施策として、2026年2月期に各種テストを進めてきたマーケティング施策の拡張と広告宣伝費の拡大により、効率を適正範囲に保ちながら流入を拡大すると同時に、外部ブランドとのコラボ推進、メルマガの大型改修によるリテンション向上等、当社起点のプロモーションを強化します。加えて、2026年2月期にリリースした「クリエイタープッシュ」の機能強化と利用率向上によるクリエイターを起点とした流入増を通じて、「Creema」のユーザー基盤の拡大を図ってまいります。これにより、当社起点の集客とクリエイター起点の集客の双方を拡大し、マーケットプレイス全体の流入拡大を実現いたします。その上で、増加した流入に対し、2026年2月期を通して整備してきたギフト機能や各種UI刷新による提供価値の向上に加え、検索やレコメンドの更なる高度化、取扱作品の拡充などを掛け合わせることで、流通総額の拡大を加速させてまいります。また、「InFRAME」についても継続的な投資を行い、サービス基盤の強化及び提供価値の向上を通じて、利用者の拡大と定着を図り、マーケットプレイスサービス全体の大幅な成長を目指します。その結果、当該サービスの売上高は、前期比120%の1,748,181千円（後述する売上区分変更の影響を除いた比較では前期比112%）への成長を目指します。

プラットフォームサービスについては、外部広告において、既存の取り組みを継続しつつ、新たな収益の柱の育成と再現性の高い広告モデルへの転換を進めるとともに、受注体制の強化を通じて事業の拡大を図ってまいります。内部広告においては、マーケットプレイス全体の流入増加に伴う利用拡大に加え、UIのアップデート等による利便性向上を通じて、利用率及び収益性の向上を図ってまいります。その結果、当該サービスにおける売上高は669,906千円、前期比94%となり前年水準を下回る見込みですが、これは、従来プラットフォームサービスに含まれていた一部機能の改修に伴い、2027年2月期より当該売上をマーケットプレイスサービスへ区分変更することによるものです。なお、2026年2月期の数値を2027年2月期と同一の売上区分に組み替えて比較した場合、前期比110%の成長を見込んでおります。

イベントサービスについては、売上高は111,754千円、前期比67%となる見込みです。これは、東京ビッグサイトで開催している「HandMade In Japan Fes' (HMJ)」が従来は年2回開催していたところ、会場都合により年1回開催となることに加え、引き続き「Creema YAMABIKO FES」の開催を見送るためです。一方で、来場者および出展者双方からニーズの高いHMJの地方展開を今期より開始することを計画しており、開催機会の拡大および新規顧客層の獲得を図ります。なお、当該取り組みは東京ビッグサイトでの開催と比較して規模が限定的であるため、全体としては前年水準を下回る計画としております。

新サービス群については、引き続き積極的な投資を継続してまいります。「Creema SPRINGS」においては、量的拡大に加え、企画力・提案力の強化を通じたヒット創出力の向上

に取り組むと同時に、前提となるプロジェクト領域を拡張することで、より魅力的で競争力の高いプロジェクトの創出を推進してまいります。「FANTIST」においては、成長性の高い領域への集中投資と顧客基盤の強化を通じて、継続的な収益拡大を図るとともに、新たな収益機会の探索にも取り組み、日本最大級のレッスン動画プラットフォームとしての地位をさらに強固なものとしてまいります。その結果、当該サービスにおける売上高は、前期比128%の250,926千円となる見込みです。

さらに、中長期的な非連続的成長の実現に向け、既存の経営資源を活用した新たな収益基盤の確立を推進するとともに、その手段の一つとしてM&Aの有効活用を進めてまいります。クリエイターエンパワーメント事業のさらなる拡張、「Creema」とのシナジーが見込める新領域への進出を視野に入れながら、新たな成長機会を創出してまいります。

上記の取り組みを通じた先行投資を反映し、2027年2月期の全社業績は、売上高2,780,768千円（前期比110%）、営業利益6,169千円（前期比14%）、当期純利益31,648千円（前期比115%）を計画しております。営業利益については、来期からの本格成長に向けた事業基盤および経営基盤の強化を目的としたコスト負担により減益となる見込みですが、前期4Qより強化された収益基盤と、今期に実行する取り組みが掛け合わさることで、翌2028年2月期に売上および利益を大きく創出できる体制の確立を目指してまいります。なお、当期純利益につきましては、繰延税金資産等の影響により増益となる計画です。

これらの成長戦略を通じて、既存事業における成長スピードを大きく向上させるとともに、新規サービスの拡大やM&Aを通じた事業ポートフォリオの強化により、持続可能かつ非連続的な成長基盤の確立を図り、事業成長を着実に推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

事業区分	事業内容
マーケットプレイスサービス	グローバルハンドメイドマーケットプレイス「Creema (クリーム)」の企画、開発、運営
プラットフォームサービス	クリエイター向けPR支援サービス、法人向けPR支援サービス等、「Creema」というプラットフォームに紐づくサービスの企画、開発、運営
イベントサービス	「HandMade In Japan Fes'」等のクラフトイベントの企画、開発、運営

(6) 主要な営業所 (2026年2月28日現在)

① 当社

本社	東京都渋谷区
----	--------

② 子会社

可利瑪股份有限公司	本社 (台湾 台北市)
株式会社 FANTIST	本社 (東京都渋谷区)

(7) 使用人の状況（2026年2月28日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83 (7.2) 名	4名増 (2.2名増)	35.9歳	4.8年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループはクリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
81 (7.2) 名	3名増 (2.5名増)	35.9歳	4.9年

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社はクリエイターエンパワーメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況（2026年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	112,764 千円
株式会社りそな銀行	86,440
株式会社横浜銀行	72,200
株式会社千葉銀行	69,442
株式会社商工組合中央金庫	40,000
株式会社日本政策金融公庫	15,380

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年2月28日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 23,904,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,742,100株 |
| ③ 株主数 | 2,386名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
丸 林 耕 太 郎	2,185,900 株	32.42%
アニマリズムグループ株式会社	445,000	6.60
大 橋 優 輝	428,000	6.35
株 式 会 社 S B I 証 券	335,208	4.97
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	294,700	4.37
SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合	206,900	3.07
吉 岡 裕 之	150,000	2.22
小 倉 尚 夫	100,000	1.48
MSIP CLIENT SECURITIES	85,700	1.27
民 本 昌 弘	80,100	1.19

(注) 持株比率は自己株式（43株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権の行使により、発行済株式の総数が2,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 8 回 新 株 予 約 権		第 1 0 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2018年2月26日		2019年2月26日	
新 株 予 約 権 の 数		10個		6個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権1個につき	10,000株 1,000株)	普通株式 (新株予約権1個につき	6,000株 1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり (1株当たり	290,000円 290円)	新株予約権1個当たり (1株当たり	312,000円 312円)
権 利 行 使 期 間		2020年2月27日から 2028年2月25日まで		2021年2月27日から 2029年2月24日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1、3		(注) 2、3	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	4個 4,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	2個 2,000株 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

		第12回新株予約権	
発行決議日		2020年2月26日	
新株予約権の数		3個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	3,000株
		(新株予約権1個につき)	1,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	336,000円
		(1株当たり)	336円)
権利行使期間		2022年2月27日から 2030年2月24日まで	
行使の条件		(注) 2、3	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	1個
		目的となる株式数	1,000株
		保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、執行役、監査役、顧問又は従業員であることを要する。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の割当てを受けた者が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役、顧問又は従業員としての地位を失った場合、新株予約権を行使することができないものとする。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
3. (1)第8回新株予約権、第10回新株予約権及び第12回新株予約権は、他の条件を満たした場合、上場日を基準として、以下の割合で累積的に行使することができるものとする。
- イ. 6か月経過後：3分の1
- ロ. 1年6か月経過後：3分の1
- ハ. 3年経過後：3分の1

(2)その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 2020年9月3日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2026年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	丸 林 耕 太 郎	子会社 可利瑪股份有限公司 董事長 子会社 株式会社FANTIST 取締役 アニマリズムグループ株式会社 代表取締役
取 締 役	大 橋 優 輝	イベント・ビジネスアライアンスディビジョン ゼネラルマネジャー 子会社 可利瑪股份有限公司 董事 子会社 株式会社FANTIST 取締役
取 締 役	唐 木 信 太 郎	株式会社FOVE 代表取締役
常 勤 監 査 役	谷 口 明 彦	子会社 株式会社FANTIST 監査役
監 査 役	岡 田 育 大	株式会社フォレストバンク 代表取締役社長 山一興業株式会社 代表取締役社長 株式会社ゲンボク 代表取締役社長
監 査 役	柴 田 千 尋	シリコンスタジオ株式会社 監査役 サニーキャリア合同会社 代表社員

- (注) 1. 取締役唐木信太郎氏は、社外取締役であります。
2. 柴田千尋氏の戸籍上の氏名は、坂本千尋であります。
3. 監査役谷口明彦氏、監査役岡田育大氏及び監査役柴田千尋氏は、社外監査役であります。
4. 監査役岡田育大氏及び監査役柴田千尋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られる旨を定めること等により、当該社外取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の役員（（注）1）、執行役員、管理職従業員（（注）2）、社外派遣役員及び退任役員であり、保険料は当社が負担しております。

被保険者が負担することになる被保険者が行った行為（不法行為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担する賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。

ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由を設け、補填の対象外とすること等により、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

（注）1. 海外子会社については日本に所在する記名法人又は記名子会社からの出向役員及び日本法人と海外子会社との兼務役員に限ります。

2. 当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者をいいます。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社取締役会において、次のとおり取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、基本報酬としての固定報酬と、業績及び株主価値に連動した成果連動報酬を支払うこととしております。なお、社外取締役及び監査役は、経営に対する監督、牽制機能が期待されることから、成果連動報酬の支給を行う予定は現時点ではございません。

・基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役職、職責、在任年数に応じて同業他社水準、前期までの業績等を考慮しながら、総合的に勘案して3年毎に改訂し、改訂年度の5月に決定するものとしております。

・成果連動報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の成果連動報酬は金銭報酬とし、短期的及び中期的な業績の双方を見据えた適正な経営を推進するべく、①短期的には単年の業績成長に関連する指標として売上成長率とEBITDAの成長率を、②中期的には、基準となる事業年度から3年間の業績成長に関連する指標として売上成長率とEBITDAの成長率を、株主価値に関連する指標として株価の成長率と1株当たり純利益の成長率を設け、当該指標についての達成率に従った係数を用いてその金額を確定させ、支払うこととしております。なお、短期的指標により算出される報酬は対象となる事業年度の末日から3か月以内、中期的指標により算出される報酬は基準年度から3年後となる事業年度の末日から3か月以内に確定し、いずれもそれぞれの確定期日の翌日から起算して1か月以内に支払うこととしております。

・取締役の報酬等の額に対する固定報酬と成果連動報酬の割合の決定に関する方針

取締役の成果連動報酬は、固定報酬額の4割を上限としております。

また、成果連動報酬のうち、単年の業績成長に関連する指標に基づき算出される報酬を固定報酬額の2割を上限とし、中期的な業績成長に関連する指標に基づき算出される報酬を固定報酬額の1割を上限とし、中期的な株主価値に関連する指標に基づき算出される報酬を固定報酬額の1割を上限とすることとしております。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の個人別の報酬等のうち、基本報酬については、その改訂年度に、株主総会で決議された総額の範囲及び、各取締役の役職、職責、在任年数に応じた同業他社水準、前期までの当社の業績等を踏まえて、代表取締役社長が改訂内容の素案を作成し、これを踏まえて取締役会決議により決定するものとしております。

各取締役の個人別の報酬等のうち、成果連動報酬については、株主総会で決議された総額の範囲、成果連動報酬の額の算出に係る上述の短期的な指標及び中期的な指標の達成状況に基づき算定され、当該事業年度以降の単年及び3事業年度の各指標の成長率が一定値を上回る場合には、成長率に連動して支給額を算出し、取締役会決議により決定するものとしております。

・その他重要な事項

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを取締役に付与するため、非金銭報酬としての株式付与などを報酬制度に順次導入すべく、検討を進めて参ります。

ロ. 報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年2月26日であり、その内容は、取締役の報酬総額を年額150,000千円以内（うち、社外取締役分は年額3,000万円以内。使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬総額を年額20,000千円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は3名です。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容と当該内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社方針に従い、取締役会が、取締役の個人別の報酬等の内容の決定を行うこととされており、取締役会がかかる決定を行うにあたって、当該取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が前述の決定方針と整合していることを確認していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の額	報酬等の種類別の額	
			基本報酬	賞 与
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1)	46,927 千円 (5,104)	46,927 千円 (5,104)	—
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	8,715 (8,715)	8,715 (8,715)	—
合 計 (うち社外役員)	6 (4)	55,642 (13,820)	55,642 (13,820)	—

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ヘ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役唐木信太郎氏は、株式会社FOVEの代表取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役谷口明彦氏は、株式会社FANTISTの監査役であり、株式会社FANTISTは当社の連結子会社であります。
- ・社外監査役岡田育大氏は、株式会社フォレストバンク、山一興業株式会社及び株式会社ゲンボクの代表取締役社長であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役柴田千尋氏は、シリコンスタジオ株式会社の監査役及びサニーキャリア合同会社の代表社員であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外 取締役	唐木 信太郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会において、インターネット業界における上場企業の取締役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また、取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
社外 監査役	谷口 明彦	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、リスク管理及び内部統制における豊富な専門知識と実務経験を活かし、適宜発言を行っております。
社外 監査役	岡田 育大	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外 監査役	柴田 千尋	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、監査役会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨及びその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 当社及び子会社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び規程類を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- b 当社の取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- c 当社の各部門責任者及び子会社担当部門責任者は、「コンプライアンス規程」に基づき部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。また、コンプライアンスの状況を、取締役、監査役及び各部門責任者並びに子会社担当部門責任者を構成メンバーとするリスク・コンプライアンス委員会及び統括マネージャー会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。
- d 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査担当者を選任し、各部門及び子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社及び当社子会社における相談・通報を適正に処理するための仕組みとして内部通報制度（「ホットライン」）を構築し、運用するものとし、社外からの通報については、人事・総務ディビジョンを窓口として定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 当社は、取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議書取扱規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- b 当社の取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- c 当社は、子会社をして、当社に準ずる仕組みを導入させることにより、適切な文書の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 当社の取締役会は、「リスク管理規程」を制定し、それを子会社に共有することで、当社及び子会社のコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の

- 様々なリスクに対処する。また、各種社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- b リスク情報等については、各部門責任者よりリスク管理担当者である人事・総務ディビジョンのゼネラルマネジャーを通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理担当者が行うものとする。
 - c 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - d 内部監査担当者は、当社の各部門及び子会社のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 当社は経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定と業務執行を可能とするために、取締役の員数を7名以内と定める。
 - b 当社は取締役の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
 - c 当社は「取締役会規程」に基づき取締役会を原則として月1回定期的に、又は必要に応じて適宜臨時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。
 - d 当社は、経営戦略の浸透及び各部門のタイムリーな現状報告、目標達成管理を目的とし、取締役、監査役及び各部門責任者並びに子会社担当部門責任者を構成メンバーとする統括マネジャー会議を定期的で開催する。
 - e 当社は「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議書取扱規程」を制定し、権限及び責任の明確化を図ることで迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議するとともに、経営内容を的確に把握するために、所定の報告事項について定期的に報告を求める。
 - b 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、決定する。

- c 当社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を子会社にも適用し、当社の子会社担当部門責任者が統括管理する。
 - d 子会社の監査については、当社の内部監査担当者が「内部監査規程」に基づき実施する。
 - e 当社は子会社との取引に際しては、原則として、他の顧客との同種取引と比較し、取引条件が同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証する。また、取引の決定は子会社との特別の利害関係を有する役員を除く取締役会の決議にて承認する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 当社の監査役職務を補助すべき使用人の設置について、監査役が要請があった場合には、コーポレートディビジョン所属の使用人の中から適切な人員配置を速やかに行う。
 - b 監査役職務を補助すべき使用人は、その指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - c 監査役職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
- ⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a 当社の取締役は、当社の監査役が出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において、随時重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況の報告を行う。
 - b 当社の取締役及び使用人、又は子会社の取締役、監査役及び使用人(以下、当社グループの役職員という)は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに、当社の代表取締役に報告する。ただし、仮に問題の対象が代表取締役である事案についてはその他の取締役に報告し、取締役も問題の対象の場合には人事・総務ディビジョン責任者に報告する。報告を受けた者は、当社グループの役職員からの報告状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - c 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。なお、監査役に対し、当該費用の効率性及び適正性への留意を求めるものとする。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 当社グループの役職員は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合はこれに協力する。
 - b 内部監査担当者は、監査役と連携を図り、随時情報交換を行うものとする。
 - c 当社は、監査役が法律上の判断を必要とする場合には、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど、必要な情報収集の機会を確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- a 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - b 人事・総務ディビジョンを反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - c 新規の取引に当たっては、反社会的勢力に関する情報を利用した取引先の属性調査を行い、反社会的勢力との関係を持たない体制を整える。また、取引の契約書に反社会的勢力排除条項を導入し、反社会的勢力との関係を遮断する体制を整える。
 - d 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 法令遵守及び取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

② リスク管理体制及びコンプライアンス管理体制

当社グループでは、「リスク管理規程」に基づき、経済的損失、事業の中断・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらし、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害する様々なリスクについて、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とし、人事・総務ディビジョンゼネラルマネジャーをリスク管理担当者としてリスクマネジメントの推進を行うこととしております。当社グループは小規模な組織であるため、リスク管理委員会はリスク・コンプライアンス委員会に包括しており、リスク管理の目的を明確にしたうえで、年間スケジュールを策定しております。具体的には、リスク情報の共有と対応策を議論することを目的に、四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催しており、年間を通じて対応すべきリスクの発見・対策を実施しております。また、役員及び社員がリスクに関する情報を入手した場合は、リスク管理担当者へ迅速に連絡することとしており、その内容に応じて速やかに又は後日に取締役会に報告することとしております。また、リスク・コンプライアンス委員会にて組織的な対応の議論・検討を行っております。

また、当社グループは企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「コンプライアンス規程」において、全役職員が「クリーマ行動規範」に従い、法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。そのため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、責任者である人事・総務ディビジョンゼネラルマネジャーと部門コンプライアンス担当者が協力をし、役職員を対象とした行動規範の理解促進、コンプライアンス意識の向上、及びコンプライアンスの実践を図るための教育・研修計画を策定し実施しております。また、四半期に1度の定例会議を通じて、関連業法の改変や社会情勢の変化に対する適切な対応の徹底を図っております。

③ 子会社管理体制

子会社の管理につきましては、当社の取締役及び社員を、子会社の取締役又は監査役として派遣し、業務の適正の確保を図っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要な経営情報については、適宜当社に報告されております。

④ 監査役の監査体制

当社は、社外監査役3名で構成される監査役会を設置しており、当期においては監査役会は13回開催しております。監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。常勤監査役は、取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受等法律上の権利行使の他、経営会議等の重要な会議への出席等実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。非常勤監査役は、取締役会への出席の他、それぞれの職務経験や専門的な見地より経営監視を実施していただくこととしております。なお、監査役会においては月次にて常勤監査役が日常で行っている監査結果について報告し、必要事項の決議を行っております。

また、内部監査担当及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行う等、密接な連携をとり監査機能の向上を図っております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、今後の事業展開と財務基盤の強化を目的に、必要な内部留保の確保を優先しており、創業以来配当を実施しておりません。株主への利益配分は経営の最重要課題の一つと位置付けていますが、現在は成長過程にあると考えているため、経営基盤の安定化を優先し、内部留保の充実に注力する方針です。内部留保資金は、中長期的な事業拡大の原資として活用していく予定です。

数年後には、経営成績や財務状況を踏まえ、株主への利益配分について本格的に検討を開始しますが、配当の実施可能性やその時期については現時点では未定です。

なお、当社が剰余金の配当を行う場合、基本方針として年1回の期末配当を実施します。また、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しております。さらに、期末配当の基準日は毎年2月末日、中間配当の基準日は毎年8月末日とし、その他の基準日を設定して剰余金の配当を行うことも可能である旨を定款に規定しております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,413,626	流動負債	2,346,289
現金及び預金	3,015,082	1年内返済予定の長期借入金	195,496
売掛金	365,724	未払金	172,511
その他	32,820	未払費用	74,814
固定資産	266,044	未払法人税等	24,426
有形固定資産	16,590	前受金	261,990
建物及び構築物	18,696	預り金	1,568,796
工具、器具及び備品	17,487	ポイント引当金	13,507
減価償却累計額	△19,593	その他	34,747
無形固定資産	93,420	固定負債	200,730
ソフトウェア	93,420	長期借入金	200,730
投資その他の資産	156,034	負 債 合 計	2,547,019
敷金及び保証金	117,115	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	38,908	株主資本	1,133,083
その他	10	資本金	541,705
資 産 合 計	3,679,671	資本剰余金	1,962,825
		利益剰余金	△1,371,219
		自己株式	△228
		その他の包括利益累計額	△1,054
		為替換算調整勘定	△1,054
		新株予約権	622
		純 資 産 合 計	1,132,651
		負 債 純 資 産 合 計	3,679,671

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年3月 1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,535,110
売上原価		515,072
売上総利益		2,020,037
販売費及び一般管理費		1,977,331
営業利益		42,706
営業外収益		
受取利息	5,775	
預り金精算益	24,266	
為替差益	436	
その他	204	30,683
営業外費用		
支払利息	6,775	
その他	294	7,070
経常利益		66,319
税金等調整前当期純利益		66,319
法人税、住民税及び事業税	22,441	
法人税等調整額	16,372	38,814
当期純利益		27,505
親会社株主に帰属する当期純利益		27,505

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月 1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	541,428	1,962,548	△1,398,724	△228	1,105,024
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	277	277			554
親会社株主に帰属する 当期純利益			27,505		27,505
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	277	277	27,505	-	28,059
当連結会計年度末残高	541,705	1,962,825	△1,371,219	△228	1,133,083

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△211	△211	622	1,105,436
当連結会計年度変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				554
親会社株主に帰属する 当期純利益				27,505
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△843	△843	-	△843
当連結会計年度変動額合計	△843	△843	-	27,215
当連結会計年度末残高	△1,054	△1,054	622	1,132,651

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,359,889	流動負債	2,307,830
現金及び預金	2,963,998	1年内返済予定の長期借入金	195,496
売掛金	361,013	未払金	168,824
前払費用	26,594	未払費用	73,858
その他	8,283	未払法人税等	24,356
固定資産	266,201	前受金	259,258
有形固定資産	16,548	預り金	1,541,056
建物	18,696	ポイント引当金	13,507
工具、器具及び備品	17,266	その他	31,472
減価償却累計額	△19,414	固定負債	200,730
無形固定資産	93,420	長期借入金	200,730
ソフトウェア	93,420	負 債 合 計	2,508,560
投資その他の資産	156,232	(純 資 産 の 部)	
関係会社長期未収入金	237,824	株主資本	1,116,908
貸倒引当金	△237,625	資本金	541,705
敷金及び保証金	117,115	資本剰余金	1,962,825
繰延税金資産	38,908	資本準備金	541,705
その他	10	その他資本剰余金	1,421,120
資 産 合 計	3,626,091	利益剰余金	△1,387,395
		その他利益剰余金	△1,387,395
		繰越利益剰余金	△1,387,395
		自己株式	△228
		新株予約権	622
		純 資 産 合 計	1,117,530
		負 債 純 資 産 合 計	3,626,091

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(2025年3月 1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売上高			2,504,011
売上原価			511,157
売上総利益			1,992,853
販売費及び一般管理費			1,921,170
営業利益			71,683
営業外収益			
受取利息		5,424	
預り金精算益		24,244	
業務受託料		20,192	
債務保証損失引当金戻入額		4,165	
その他		190	54,217
営業外費用			
支払利息		6,775	
為替差損		155	
貸倒引当金繰入額		42,729	
その他		294	49,954
経常利益			75,945
税引前当期純利益			75,945
法人税、住民税及び事業税		22,371	
法人税等調整額		16,372	38,744
当期純利益			37,201

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年3月 1日から)
(2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	541,428	541,428	1,421,120	1,962,548	△1,424,596	△1,424,596	△228	1,079,153
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	277	277		277				554
当 期 純 利 益					37,201	37,201		37,201
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)								-
当 期 変 動 額 合 計	277	277	-	277	37,201	37,201	-	37,755
当 期 末 残 高	541,705	541,705	1,421,120	1,962,825	△1,387,395	△1,387,395	△228	1,116,908

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	622	1,079,775
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)		554
当 期 純 利 益		37,201
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	37,755
当 期 末 残 高	622	1,117,530

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社クリーム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大竹	貴也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹田	裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クリームの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社クリーム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大竹	貴也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹田	裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クリームの2025年3月1日から2026年2月28日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため

に、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当、及びその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月16日

株式会社クリーマ 監査役会

常勤社外監査役	谷 口	明 彦	Ⓜ
社外監査役	岡 田	育 大	Ⓜ
社外監査役	柴 田	千 尋	Ⓜ

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	まる ばやし こう たろう 丸 林 耕 太 郎 (1979年7月31日)	2004年4月 (株)セプテーニ 入社 2006年10月 (株)セプテーニ・クロスゲート 転籍 2009年3月 赤丸ホールディングス(株) (現 当社) 設立、代表取締役社長 (現任) 2016年5月 子会社 可利瑪股份有限公司 設立、 董事長 (現任) 2020年2月 アニマリズムグループ(株) 設立、 代表取締役 (現任) 2021年4月 子会社 (株)FANTIST 取締役 (現任)	2,185,900株
2	おお はし ゆう き 大 橋 優 輝 (1980年1月15日)	2002年4月 (株)ゴールドクレスト 入社 2009年3月 当社 入社 2015年6月 当社 取締役 イベント・ストアディビ ジョン ゼネラルマネジャー 2016年5月 子会社 可利瑪股份有限公司 董事 (現 任) 2017年3月 当社 取締役 イベント・ビジネスアラ イアンスディビジョン ゼネラルマネジ ャー (現任) 2021年4月 子会社 (株)FANTIST 取締役 (現任)	428,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	唐木信太郎 (1978年6月1日)	2001年4月 (株)セプテーニ 入社 2005年1月 (株)セプテーニ クロスメディア事業部 部長 2006年10月 (株)セプテーニ・クロスゲート 代表取締 役社長 2012年1月 (株)セプテーニ・ホールディングス 取締 役経営企画部長 2019年5月 Leapmind(株) 取締役COO 2020年3月 当社 社外取締役(現任) 2021年2月 (株)FOVE 代表取締役(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 唐木信太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 唐木信太郎氏を社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要は、株式会社セプテーニ・ホールディングスでの経験を中心に、経営に関する豊かな経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該知見を活かして経営全般に専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。
4. 唐木信太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年2か月となります。
5. 当社は、唐木信太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる被保険者が行った行為(不法行為を含む)に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担する賠償金等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、唐木信太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会の終結の時をもって任期満了となります。同監査法人について、これまで適切かつ厳正な監査を実施いただいていると認識しておりますが、非上場時を含めて10年が経過したことも踏まえ、当社の事業規模に適した監査体制や専門性、独立性ならびに監査報酬の相当性等について改めて総合的に検討した結果、監査法人FRIQが当社の会計監査人として適任であると判断したため、同監査法人を会計監査人として新たに選任することをお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年9月30日現在)

名称	監査法人FRIQ		
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区神田紺屋町15番地		
沿革	2021年1月	監査法人FRIQ設立	
	2021年7月	準登録事務所名簿への登録	
	2023年1月	上場会社監査事務所名簿（旧制度）への登録	
	2023年4月	改正公認会計士法の附則第3条第3項の規定によるみなし登録事務所	
	2024年8月	上場会社等監査人名簿への登録	
概要	出資金	18,500千円	
	構成人員	パートナー	11名
		公認会計士	78名
		その他	28名
		合計	117名
	監査関与法人		63社

第3号議案 資本準備金の額の減少の件

1. 準備金の額の減少の理由

当社は、設立時から上場前々期にあたる2019年2月期までの間、継続して多額の成長投資を行ってきたことにより、繰越利益剰余金に欠損が生じております。2020年2月期以降、1期を除き黒字基調で推移してまいりましたが、当該欠損は依然として残存しております。そのため当社は、当該欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の機動性および柔軟性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

減少する準備金の額及び準備金の額の減少が効力を生ずる日は次のとおりであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を541,705,895円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年6月30日を予定しております。

第4号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分の理由

会社法第452条の規定に基づき、第3号議案「資本準備金の額の減少の件」が原案どおり承認可決されること及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、その他資本剰余金の一部1,387,395,186円を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当したく存じます。なお、当該振替金額の内訳は、第3号議案により増加したその他資本剰余金541,705,895円及び既存のその他資本剰余金845,689,291円の合計額であります。

2. 処分する剰余金の項目及びその額

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,387,395,186円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,387,395,186円

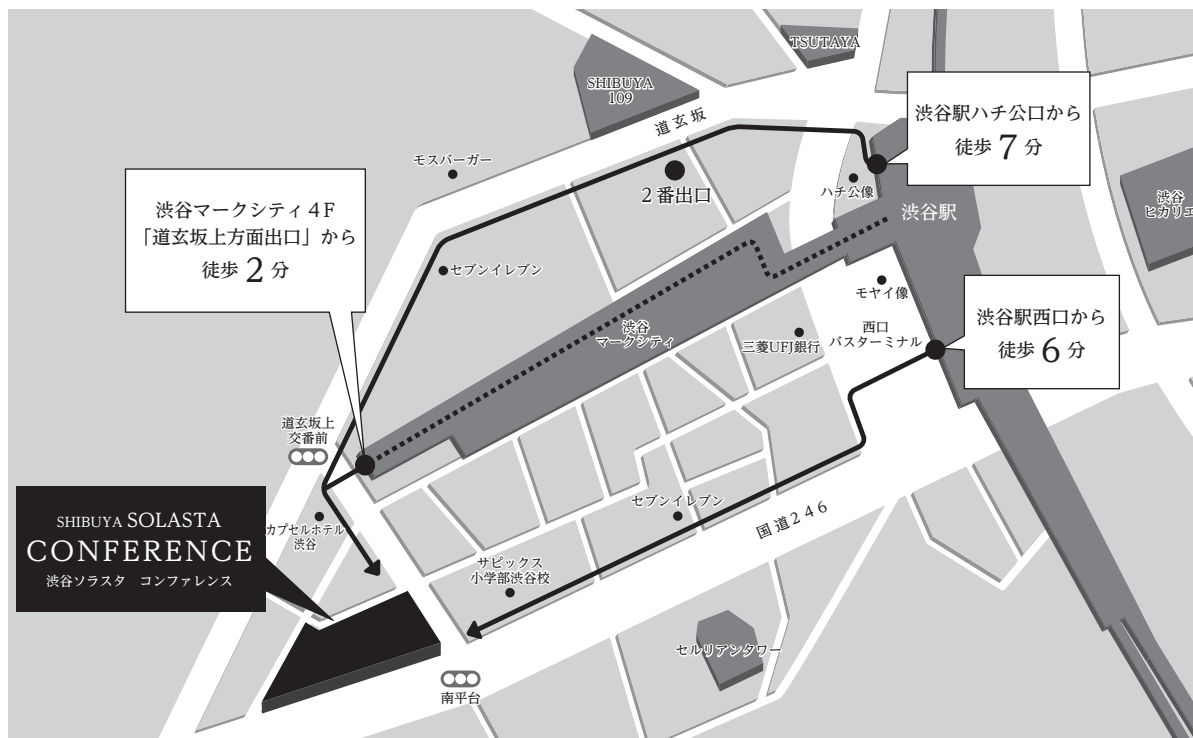
(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年6月30日を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラストコンファレンス 4E
TEL 03-5784-2604



交通 渋谷駅西口から 徒歩6分
渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から 徒歩2分
渋谷駅ハチ公口から徒歩7分
1階タリーズコーヒーに向かって右奥の専用エントランスよりご入館のうえ、4階までお越しく下さい。